

議案第 8 5 号

関市職員の給与に関する条例及び関市教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例の一部改正について

関市職員の給与に関する条例及び関市教育職員の給与等に関する特別措置に関
する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改
正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市職員の給与に関する条例及び関市教育職員の給与等に関する特別措置
に関する条例の一部を改正する条例

(関市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の給与に関する条例（昭和33年関市条例第20号）の一部を
次のように改正する。

第21条の3第2項中「8,000円」を「8,200円」に、「応じて」
を「応じ、規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮し
て」に改める。

(関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 関市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年関市
条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員
特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者
であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。
第3項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分
の10」に改め、同条第3項中「受ける者」の次に「及び指導改善研修被認定
者」を加える。

第5条第1項中「3級」の次に「又は4級」を加え、同条第2項を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則
に次の1項を加える。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、
同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8

令和 1 2 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日まで	1 0 0 分の 9
------------------------------------	------------

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。